

対象手続きを拡大！ 手書きの負担を軽減！

「書かない窓口」 始まっています



西脇市では市民の皆さんの負担を軽減しサービスを向上させるため、3月から「書かない窓口」を実施しています。「書かない窓口」とは、市民の皆さんが住民異動の届け出や各種申請書に住所や氏名、生年月日などを手書きすることなく、職員が本人確認を行った上で、手続きに必要な事項を市民の皆さんと一緒に確認しながら書類を作成するものです。市民の皆さんは書類を確認して署名をするだけで手続きが完了します。各種証明書の発行に加え、新たに住民異動届と印鑑登録申請・廃止届の手続きができるようになりました。

▶問合せ 戸籍住民課（市役所内線1033）、情報推進課（市役所内線3042）

簡単・安心・便利 みんなにやさしい窓口

初めて「書かない窓口」を利用しました。以前は申請書を書くときに、何をどこに書いたらいいのか戸惑うこともありましたが、書かない窓口では迷うこともなく、職員に口頭で必要な事項を伝え、署名するだけで簡単に手続きができました。また、職員の方が一緒に確認をしながら手続きをしてくださるので、申請手続きの時間がとても短くなりました。若い方からお年寄りまで全ての方にやさしい窓口になったと思います。

住民票の発行手続きを体験した

笹倉利枝さん



対象の手続き

各種証明書の発行

- ・住民票の写し・印鑑登録証明書
- ・戸籍証明書 ・課税・非課税証明書 など

住民異動届

- ・転入 ・転出 ・転居 など

印鑑登録申請・廃止届

⚠ 証明書交付手数料は変更ありません

「書かない窓口」手続き方法 (証明書発行の場合)

1 番号札を取る



申請書の記入は不要！
来庁したらまず発券機で番号札を取ります。

4 確認・署名



印刷された申請書の内容を確認し、署名します。

2 本人確認書類を提示



番号が呼ばれたら窓口で本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）を提示します。

5 交付・会計



発行された証明書を受け取り、手数料を支払います。

3 市職員と一緒に申請書作成



職員が必要事項を確認しながら申請書を作成します。

書き間違いや記入漏れがなくなることでスムーズに手続きができ、待ち時間の短縮にもつながります。



戸籍住民課 藤原寛樹さん

「行かない」
窓口も

証明書はコンビニエンスストアでも取得できます

▶取得できる証明書

- ・住民票の写し・印鑑登録証明書
- ・課税・非課税証明書

▶手数料

1通 250円
※市役所窓口より50円お得です



詳しくはこちら

▶取得できる時間

午前6時30分～午後11時
※年末年始（12月29日～1月3日）
やメンテナンス時間を除く

▶その他

利用にはマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が必要です。